

第 9 回 (平成 2 7 ～ 2 8 年度)

工事に係る行政監査結果報告書

(工事の監督業務について)

群馬県監査委員
平成 2 9 年 3 月

目 次

第1	監査の概要	1
1	テーマ	1
2	目的	1
3	監査の対象	1
(1)	対象工事	1
(2)	対象機関	1
第2	監査の方法及び調査内容	2
1	実施期間	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の方法	2
(1)	書面調査対象	2
(2)	書面調査内容	2
(3)	実地調査対象工事	2
(4)	実地調査内容	2
第3	監査の結果及び意見	3
1	書面調査結果及び実地調査に該当する件数	3
2	実地調査の件数	3
3	実地調査の結果	3
(1)	監査の整理	3
(2)	監査の結果及び意見	4
ア	監督員の執行体制について	4
イ	契約の履行確認等について	5
ウ	計画的な発注内容及び工期設定について	6
4	終わりに	7
(資料)	根拠法令等	9

●行政監査とは

行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手續、行政運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査」である。(『新版 逐条地方自治法』 松本英昭 著)

●根拠法令

地方自治法(平成22年法律第67号)

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は……必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務……の執行について監査をすることができる。

(平成3年の一部改正により、監査の対象が「財務に関する事務」の執行から「一般行政事務」の執行にまで拡大された。)

※ 監査対象機関は、知事部局(環境森林部、農政部、県土整備部)及び企業局であるが、企業局における工事の監督員に係る規程等については、知事部局の規程等を準用しているものが多いことから、本監査結果報告書では、知事部局の規程等の標記のみとする。

第1 監査の概要

1 テーマ

工事の監督業務について

2 目的

公共工事によって整備される公共施設は、経済活動を支えるとともに県民生活の安心・安全や財産を守るために必要不可欠なものであり、その品質の確保は極めて重要である。

一方、建設投資の急激な減少等により、建設業を取り巻く経済環境は厳しく、平成26年6月には公共事業の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「改正品確法」という。）等のいわゆる「担い手三法」^(※1)が改正されたことにより、公共工事の発注者には、担い手である建設業者の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注事務を適切に実施することが求められている。

今後も公共工事の品質を確保するためには、従来にも増して、監督業務を着実に遂行することが求められているため、今回の監査は、改正品確法で明確化された発注者の責務に密接に係わる「工事の監督業務」の執行体制や業務内容について着眼し、公共工事の効果的、効率的な執行に資することを目的として、実施した。

（※1）「担い手三法」とは、改正品確法、公共工事の入札及び契約の適正化の保護に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）の3つの法律をあわせた通称をいう。

3 監査の対象

（1）対象工事

環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局において、平成26年度に完成した請負金額250万円以上の工事を監査の対象とした。

（2）対象機関

監査の対象機関は、41所属であり、その内訳は表1のとおりである。

表1 対象機関

部局名	所 属 名
環境森林部	渋川森林事務所、西部環境森林事務所、藤岡森林事務所、富岡森林事務所、吾妻環境森林事務所、利根沼田環境森林事務所、桐生森林事務所
農 政 部	中部農業事務所、西部農業事務所、吾妻農業事務所、利根沼田農業事務所、東部農業事務所
県土整備部	前橋土木事務所、渋川土木事務所、伊勢崎土木事務所、高崎土木事務所、安中土木事務所、藤岡土木事務所、富岡土木事務所、中之条土木事務所、沼田土木事務所、太田土木事務所、桐生土木事務所、館林土木事務所、八ッ場ダム水源地域対策事務所、下水道総合事務所
企 業 局	発電課、施設管理室、管理総合事務所、利根発電事務所、吾妻発電事務所、坂東発電事務所、渡良瀬発電事務所、高浜発電事務所、団地総合事務所、渋川工業用水道事務所、東毛工業用水道事務所、県央第一水道事務所、新田山田水道事務所、東部地域水道事務所、県央第二水道事務所
計	41所属

第2 監査の方法及び調査内容

1 実施期間

平成27年9月から平成29年2月まで

2 監査の着眼点

ア 監督員の執行体制について

- ・監督員の執行体制は、群馬県建設工事監督員の指定事務の取扱要領（以下「監督員要領」という。）に基づき、適正に指定され、遂行されているか。

イ 契約の履行確認等について

- ・契約の履行確認等は、群馬県建設工事の監督に関する規程（以下「監督規程」という。）に基づき、適正に行われているか。

ウ 計画的な発注内容及び工期設定について

- ・当初発注は、事前調整を十分に行い、計画的な発注内容及び工期設定となっているか。
- ・変更設計は、各部局による設計変更の取扱いに基づき、妥当性のあるものとなっているか。

3 監査の方法

（1）書面調査対象

- 監査の対象機関が、平成26年度に完成した請負金額250万円以上の工事

（2）書面調査内容

- 複数監督員^(※2)体制の工事
- 重要構造物^(※3)が含まれる工事
- 変更請負金額が当初請負金額から30%を超えて増減した工事
- 履行期間が当初契約期間から180日を超えて延期した工事

（※2）「複数監督員」とは、監督員要領によるものをいう。

（※3）「重要構造物」とは、「群馬県土木工事施工管理基準」に記載されているコンクリートの重要構造物をいう。

（3）実地調査対象工事

- 書面調査の対象とした工事のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ・複数監督員体制の工事
 - ・重要構造物が含まれる工事
 - ・変更請負金額が当初請負金額から30%を超えて増減した工事
 - ・履行期間が当初契約期間から180日を超えて延期した工事

（4）実地調査内容

- 複数監督員の役割分担
- 監督員の段階確認状況
- 監督員の指示、承諾又は協議の方法
- その他監督員規程等による作業内容の確認
- 変更請負金額が当初請負金額から30%を超えて増減した詳細な理由
- 履行期間が当初契約期間から180日を超えて延期した詳細な理由
- 設計変更内容の積算根拠
- 設計変更内容と工事出来高の整合性
- 変更理由と現地の整合性（現地調査）
- 契約事務等の適正性

第3 監査の結果及び意見

1 書面調査結果及び実地調査に該当する件数

平成27年9月から同年12月までにかけて、監査対象機関に対して書面調査を実施したところ、監査対象機関で発注した工事件数は、表2のとおり環境森林部310件、農政部101件、県土整備部2,466件、企業局168件、合計で3,045件であった。

なお、監査対象機関が発注した工事のうち、第2の3の(3)に該当する実地調査の該当工事件数は、939件であった。

表2 対象工事件数及び実地調査の該当工事件数

部局名	件数	複数監督員 ①	重要構造物 ②	3割超増減 ③	180日超延期 ④	該当工事件数
環境森林部	310	109	6	6	23	123
農政部	101	48	0	2	3	50
県土整備部	2,466	553	78	135	128	735
企業局	168	30	0	1	1	31
計	3,045	740	84	144	155	939

※1 複数監督員①は、請負金額2,500万円以上の工事を対象とする。

※2 該当工事件数とは、複数監督員体制の工事、重要構造物を含む工事、変更請負金額が3割を超える増減の工事、180日を超える工期延期の工事のいずれかが該当する件数をいう(複数該当も1件とする。)

2 実地調査の件数

939件の該当工事のうち、表3のとおり239件の工事を抽出し、平成28年1月から同年10月までにかけて実地調査を行った。

表3 実地調査件数

部局名	該当工事件数	複数監督員 ①	重要構造物 ②	3割超増減 ③	180日超延期 ④	実地調査件数
環境森林部	123	52	6	5	15	60
農政部	50	27	0	2	2	31
県土整備部	735	89	35	38	44	125
企業局	31	22	0	1	0	23
計	939	190	41	46	61	239

※ 複数監督員体制の工事、重要構造物を含む工事、変更請負金額が3割を超える増減の工事、180日を超える工期延期の工事が、複数該当する工事も1件とする。

3 実地調査の結果

(1) 監査結果の整理

実地調査の監査結果については、改善を要する事項、検討を要する事項として、次のとおり分類した。

◆改善を要する事項

- ・ 規程等^(※4)に基づく監督業務の一部が実施されていないもの

◆検討を要する事項

- ・ 規程等に基づく監督業務が実施されていることは確認できるが、その一部において、書面等による整理が不十分なもの

(※4)「規程等」とは、第2の2監査の着眼点に係る監督員要領、監督規程、各部局による設計変更の取扱いをいう。

(2) 監査の結果及び意見

ア 監督員の執行体制について

(調査結果の概要)

監督員の執行体制は、監督員要領に基づき、適正に指定され、遂行されているかという観点から監査を実施したところ、表4及び表5のとおり、監督員要領3及び7の規定による監督員の指定事務が適正でなかった工事が4件、監督員要領4の二のイの規定により、重要構造物における配筋検査等の段階確認が書面により確認できなかった工事が30件見受けられた。

(改善を要する事項)

表4

No.	改善を要する内容	部局別件数
1	監督員要領3の規定により、複数の監督員を指定するとされているにもかかわらず、監理監督員が指定されていなかった工事	企業局:3件
2	監督員要領7の規定により、監督員を変更したときは、受注者に通知するとされているにもかかわらず、変更の通知がされていなかった工事	企業局:1件

監督員要領3の規定により、群馬県環境森林部、農政部及び県土整備部並びに企業局が所管する工事の監督員の指定に関し、農政部は全ての工事について、環境森林部、県土整備部及び企業局は、請負金額が2,500万円以上の工事について、複数の監督員を指定するものとされており、監督員要領7の規定により、発注者は、監督員を指定又は変更したときは、受注者に通知しなければならないとされている。

監督員は、契約の適正な履行を確認する目的のため発注者から委任を受けた重要な役割を担う者であることから、監督員要領に基づき、監督員の指定及び変更を行い、適正な監督員の執行体制を確立する必要がある。

(検討を要する事項)

表5

No.	検討を要する内容	部局別件数
1	監督員要領4の二のイの規定により、重要構造物における配筋検査等の段階確認は、監理監督員と監督員が共同して業務を遂行するとされているにもかかわらず、書面により共同して業務が遂行されていることが確認できなかった工事	環境森林部:2件 県土整備部:28件

監督員要領4の二のイの規定により、監理監督員は、監督員への指導・助言を行い、監督員の育成に努めるほか、原則として監督員と共同して遂行する業務の一つとして、監督規程第6条に規定された立会検査のうち、重要構造物における配筋検査等の段階確認が定められている。

実地調査において、複数監督員体制の工事における重要構造物の段階確認について確認したところ、工事現場においては、監理監督員と監督員が共同して段階確認を行っているという回答のあった工事が多数あった。しかしながら、段階確認表の確認欄は、監督員の体制に関係なく監督員1名のみとされており、また、段階確認表に添付されている検査写真においても、監督員の立会しか確認できず、監理監督員と監督員による共同での業務が確認できないものとなっていた。

複数監督員体制の工事では、重要構造物における配筋検査等の段階確認において、共同して業務を遂行した経緯を明らかにするため、工事現場での確認方法又は様式の取扱いを見直すことについて検討を要望する。

イ 契約の履行確認等について

(調査結果の概要)

契約の履行確認等は、監督規程に基づき、適正に行われているかという観点から監査を実施したところ、表6及び表7のとおり、監督規程第6条の規定による段階確認の一部の実施が確認できなかった工事が5件、群馬県土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づく提出書類の管理が不備であった工事が1件、監督規程第7条の規定による指示等を行った書面の一部が確認できなかった工事が65件、群馬県建設工事工程管理要領（以下「工程管理要領」という。）第2条の規定による工事工程報告書の提出が確認できなかった工事が13件見受けられた。

(改善を要する事項)

表6

No.	改善を要する内容	部局別件数
1	監督員規程第6条及び標準仕様書3-1-1-6の規定により、標準仕様書表3-1-1段階確認一覧表に示す確認項目において、段階確認を実施するとされているにもかかわらず、その項目の一部が実施されていなかった工事	環境森林部:2件 農政部:1件 県土整備部:2件
2	標準仕様書に基づく、施工中に提出されるべき書類(施工計画書、材料承認願等)が適切な時期に提出されていることが確認できなかった工事	企業局:1件

監督規程第6条の規定により、監督員は、主要な工事段階の区切目並びに工事完成後において、立会検査を行うこととされ、標準仕様書3-1-1-6の5の規定により、段階確認を行うこととされており、標準仕様書3-1-1-6の5(1)及び(3)の規定により、受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けた後、監督員の確認を受けた書面を工事完成時までに監督員へ提出しなければならないとされている。

表6の1は、監督規程第10条の規定により、各施工段階における工事写真が整理されており、設計図書に基づいた施工は確認できたが、監督員による段階確認の一部実施が確認できなかった工事である。

段階確認は、工事が設計図書のとおり行われているかどうかを確認するために必要な立会検査の一つであることから、監督員は、指定された種別の確認項目を必要な時期に確実に確認し、段階確認として書類の提出を求める必要がある。

また、標準仕様書に基づき、受注者は、工事の施工段階において工事に係る必要な書類を適切な時期に、監督員へ提出しなければならないとされている。

表6の2は、実地調査時に提出されているべき書類が確認できなかった工事や、提出されている書類に監督員の確認印がなく、適切な時期に提出されていることが確認できなかった工事である。

施工中に提出される書類は、良好な工事の進捗に必要不可欠なものであることから、監督員は、標準仕様書に基づき適切な時期に受注者から必要書類を提出させ、その確認を行い、確実に保管する必要がある。

(検討を要する事項)

表7

No.	検討を要する内容	部局別件数
1	監督員規程第7条の規定により、監督員は現場代理人等に対し指示、承諾又は協議をするときは、工事打合せ書により行うとされているにもかかわらず、書面により行ったことが確認できなかった工事	環境森林部:18件 農政部:6件 県土整備部:38件 企業局:3件
2	工程管理要領第2条の規定により、工事工程報告書を毎月提出するとされているにもかかわらず、提出されていることが確認できなかった工事	環境森林部:4件 県土整備部:9件

監督規程第7条の規定により、監督員は、現場代理人に対し指示、承諾又は、協議をするときは、工事打合せ書により行わなければならないとされている。

表7の1は、当初設計から最終変更設計に至るまでの経緯が書面で確認できなかった工事である。

工事打合せ書は、工事实施において、監督員と受注者との工事施工の指示事項、承諾事項又は協議事項等、双方でのやり取りを記録するためのものであることから、書面により協議内容を確認し、保管するよう要望する。

また、監督規程第12条の規定により、監督員は、工事の工程管理に留意し、工事の促進を図らせなければならないとされ、工程管理要領第2条の規定により、発注者は、工程報告書作成要領により、工事工程報告書を毎月末までに受注者に提出させるものとされている。

表7の2は、実地調査時において工事工程報告書が確認できなかった工事である。

工程管理は、監督員が工事工程報告書を基に工事管理システムへ進捗状況を入力して行っているものの、各工事ごとに提出された工事工程報告書の取扱いが相違しており、確認できなかった工事があったことから、工事工程報告書において、統一した取扱いが行われるよう管理方法を見直すことについて検討を要望する。

ウ 計画的な発注内容及び工期設定について

（調査結果の概要）

当初発注は、事前調整を十分に行い、計画的な発注内容及び工期設定となっているか、また、変更設計は、各部局による設計変更の取扱いに基づき、妥当性のあるものとなっているかという観点から監査を実施したところ、表8のとおり、設計内容について事前の調査、調整が不足していたことにより大幅な増額変更がされていた工事が4件、また、表9のとおり、関係者との事前協議が不足していたことや工事内容を考慮せずに標準工期により工期を設定したため大幅な工期延期がされていた工事が10件見受けられた。

（改善を要する事項）

この観点において、該当するものはなかった。

（検討を要する事項）

表8 （大幅な金額変更）

No.	検 討 を 要 す る 内 容	部局別件数
1	(当初設計の誤謬によるもの) ・当初設計図書の図面に誤謬があり、現地に合わせ変更した結果、大幅な増額変更をしていた工事	県土整備部:1件
2	(事前調査・調整不足によるもの) ・安易に既設材料利用による当初設計を行い、発注後の起工測量調査により、新規購入材料に変更した結果、大幅な増額変更をしていた工事 ・同一路線内において、先に発注された分割工事の仮設材料が現場に合わせ変更されたにもかかわらず、その後発注した工事の仮設材料は当初計画のままであったことから、同様に変更することとなり、大幅な増額変更をしていた工事	県土整備部:2件
3	(地権者との事前調整不足によるもの) ・関係市町村経由にて、事業承諾は得ているものの発注後、進入路の伐採同意が得られず、進入路を変更したことにより、施工箇所の変更が生じ、大幅な増額変更をしていた工事	環境森林部:1件

表9 (大幅な工期延期)

No.	検 討 を 要 す る 内 容	部局別件数
1	(地権者との事前調整不足によるもの) ・関係市町村経由にて、地権者から事業承諾を得て発注しているものの、土地の境界確定や支障木の伐採方法等、詳細な内容について、地権者との調整に不測の日数を要し、大幅な工期延期をしていた工事	環境森林部:4件
2	(発注時期が調整不足であるもの) ・先に発注済みであった分割工事が遅延していたにもかかわらず、発注を行ったため着工までに不測の日数を要し、大幅な工期延期をしていた工事 ・支障物件の移設完了を待たずに発注を行ったため、着工までに不測の日数を要し、大幅な工期延期をしていた工事	県土整備部:2件
3	(工期の設定が適切でないもの) ・繰越承認を待たずに発注したため、当初の工期設定が短く、大幅な工期延期をしていた工事	環境森林部:1件 県土整備部:1件
4	(工期の設定が適切でないもの) ・河川工事において、標準工期により工期を設定したため、豊水時期と重なったことにより、適切な工事期間となっておらず、大幅な工期延期をしていた工事	県土整備部:2件

設計変更については、各部局による設計変更の取扱いによると、設計変更は、当初想定し得なかった施工条件の変更又は制約が生じた場合に対応するものであって、大規模な新規工事の追加等が生じることのないようにすること、起工設計に当たっては現場条件等を十分精査すること、また、設計変更に伴う増額が当初契約金額の30%を超える場合は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約することとされている。

工期の設定については、各部局とも標準工期が示されており、これにより難しい場合は工事内容、施工時期、施工箇所等を考慮して適宜修正を加えて設定することとされている。

実地調査を行ったところ、契約変更の原因については、事前の把握が困難であり、工事現場における施工条件が想定し得なかったため設計変更が必要となった工事や、工事発注後に状況の変化が生じた工事等、当初想定し得なかったやむを得ない理由と認められるものが多数あったが、表8及び表9のとおり、当初設計図面の誤謬や発注前の事前調査により変更原因の把握が可能と思える工事、他工事や地権者との事前の調整が不十分な工事等、発注前の十分な調査及び調整を行うことにより大幅な増額変更や工期延期を避けることができた工事があった。

当初の設計内容や工期設定の正確性及び計画性は、競争入札における入札参加者への大きな判断材料となったり、受注後の施工体制に大きな影響を与えるものであることから、関係部局においては、事業の目的を厳正にとらえ、事前の調査や調整を十分に行い、正確な設計による計画的な発注を行うとともに、適切な工期設定を行うよう要望する。

4 終わりに

公共工事の品質確保は、豊かな県民生活の向上に寄与するものであり、平成26年度に施行された改正品確法において、適正な利潤を確保できる予定価格の設定、低入札価格調査基準等の適切な設定や計画的な発注、適切な工期設定及び適切な設計変更等が、発注者の責務として明確化されたところである。

群馬県においては、改正品確法に基づき低入札に係る新たな要領を制定し、また、公共工事の適正な施工を担保するため、年度当初において、発注の平準化、適正な工期の確保、完成期日の平準化の方針に沿って、早期工事着手を考慮した発注計画を作成、公表するなどの取り組みが実施されている。

今回の監査では、改正品確法で明確化された発注者の責務に密接に係わる「工事

の監督業務」の執行体制や業務内容について着眼し、公共工事の効率的、効果的な執行に資しているかを確認したところ、公共工事の良質な品質確保のため、受注者や関係機関と調整を綿密に行い、着実に監督業務を遂行している工事が大部分であったが、一方で、一部の工事において監督員の執行体制や監督員の業務の内容に不十分な工事も見受けられた。

関係部局においては、引き続き工事の監督業務を確実に遂行し、工事の品質確保を図るとともに、今回の監査結果について、改善に向けて検討を行うことを要望するものである。

(資料)

根拠法令等(抜粋)

■地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職務権限）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

■群馬県建設工事の監督に関する規程(昭和49年群馬県訓令乙第10号)

（趣旨）

第1条 この訓令は、県が執行する建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（監督員の定義）

第2条 この規程において「監督員」とは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第192号の規定により契約担当者が指定した職員又は環境森林部関係地域機関の長、農政部関係地域機関の長若しくは県土整備部関係地域機関の長が指定した職員をいう。

（監督の基本原則）

第3条 監督員は、工事の監督に当たっては、厳正かつ公平を旨とし、常に工事現場の状況を把握するとともに、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに請負契約書及び請負契約約款その他関係法規に基づいて当該工事の監督に当たらなければならない。

（工事現場の安全管理）

第4条 監督員は、工事の施工に当たっては、次に掲げる事項について現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）を指導しなければならない。

- 1 公衆の生命及び財産に関する危害発生の防止
- 2 水利及び交通の安全確保
- 3 火薬類の管理
- 4 じんあい、汚水、廃棄物、騒音等の防止

（工事内容の説明）

第5条 監督員は、工事内容が設計図書と相違しないように工事着手前に現場代理人等に対し設計の意図、内容等を説明し、その徹底を図らなければならない。

（立会検査）

第6条 監督員は、丁張及び床掘の終了時、基礎工事施工の前後、型枠又は鉄筋の組立の終了時等主要な工事段階の区切目並びに工事完成後において、当該工事に係る構造物等が外部から明視することができないときは、設計図書に基づき、現場代理人等立会いのうえ、その検査を行わなければならない。

2 監督員は、やむを得ない理由により、前項の検査を実施することができないときは、当該検査に替えて写真撮影その他適宜の方法を現場代理人等に指示し、その都度その結果を確認しなければならない。

(指示等)

第7条 監督員は、現場代理人等に対し指示、承諾又は、協議をするときは、工事打合せ書（別記様式第1号）により行わなければならない。

(工事用材料検査)

第8条 監督員は、設計図書で検査を指定した工事用材料について工事用材料検査願（別記様式第2号）が提出されたときは、遅滞なく品質の良否、寸法及び数量を検査しなければならない。

2 監督員は、前項の検査の結果、不合格と決定された工事用材料を遅滞なく工事現場外に搬出するよう現場代理人等に対して指示しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第9条 監督員は、県支給材料及び貸与品については、その使用状況を常に把握し、現場代理人等に善良な管理者の注意をもって保管させなければならない。

(工事記録写真)

第10条 監督員は、現場代理人等に対し工事完成後外部から明視できなくなる部分の施工状況、主要な工事段階等を工事写真撮影要領に基づき整備させ、工事完成後速やかに提出させなければならない。

(改造及び破壊検査)

第11条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないときは、現場代理人等に対し改造を指示し、完全な工事を実施させなければならない。

2 監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合で破壊検査以外の方法ではその検査が不可能であると認められるときは、所属長の指示を得て破壊検査をしなければならない。

(1) 設計図書により監督員の検査を受けることを指定された工事用材料を検査を受けないで使用したとき。

(2) 設計図書により監督員の立会検査を受けることを指定された工事を立会検査を受けないで施工したとき。

(工事の促進)

第12条 監督員は、常に工事の工程管理に留意し、工事が遅延するおそれがあると認められるときは、現場代理人等に対し厳重に警告し、当該工事の促進を図らせなければならない。

(工事の変更又は中止)

第13条 監督員は、次の各号のいずれかに、該当する事実を発見したとき又は現場代理人等から申出があったときは、直ちにその事実の確認を行い、当該事実が重要と認められる場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

(1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 地盤その他外面から明視できない箇所において予期しなかった状態があること。

(4) 前各号に掲げるもののほか設計図書に明示されていない事実があること。

2 監督員は、次の各号に掲げる理由により工事の施工を一時中止する必要があると認めるときは、速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。

(1) 工事用地等の確保ができないとき。

(2) 天災その他不可抗力により工事の施工ができなくなったとき。

(工期の延長)

第14条 監督員は、受注者から工事の完成期日の延長の申出があったときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第15条 監督員は、受注者が契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあるときは、速やかに実情を調査し、所属長に報告しなければならない。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日が過ぎても工事に着手しないとき。

(臨機の措置)

第16条 監督員は、災害の防止その他緊急やむを得ない事情で、かつ、所属長の指示を受けるいとまのないときは、現場代理人等に対して必要な措置をとらせなければならない。

この場合においては、その結果を速やかに所属長に報告しなければならない。

2 監督員は、現場代理人等が緊急やむを得ずとった臨機の措置について通知を受けたときは、内容を確認し、所属長に報告しなければならない。

(関連工事との調整)

第17条 監督員は、施工上密接に関連する複数の工事がある場合において、その施工について調整を行う必要があるときは、関係する現場代理人等に対し適切な指示を与えなければならない。

(一括下請負)

第18条 監督員は、受注者が承諾を受けずに工事の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせているときは、その事実を確認し、所属長に報告しなければならない。

(特許権の使用)

第19条 監督員は、特許権又は第三者の権利の対象となっている施工の方法及び技術又は材料の使用について、受注者と第三者の間に紛争が生じた場合又はそのおそれがあるときは、速やかにその状況を調査し、所属長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 監督員は、工事の施工に関し第三者に損害を及ぼすような状況が生じたときは、速やかに実情を確認し、所属長に当該状況を報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第21条 監督員は、工事の施工に関し天災その他不可抗力による損害が生じたときは、直ちに調査を行い、所属長にその状況を報告しなければならない。

(工程表)

第22条 監督員は、受注者から工程表が提出されたときは、速やかにその内容を検討し、所属長に報告しなければならない。

(現場代理人等)

第23条 監督員は、現場代理人等が指定された旨の通知を受けたときは、速やかにその資格を確認しなければならない。

2 監督員は、工事の施工又は管理につき現場代理人等が著しく不適当でその交替を求めようとするときは、当該交替の具体的な理由を書面で所属長に通知しなければならない。

(施工計画書)

第24条 監督員は、受注者から工事实施に必要な施工計画書が提出された場合、速やかにその内容を確認しなければならない。

2 監督員は、更に詳細な施工計画書が必要な場合は、その旨を指示した上当該施工計画書を提出させ、速やかに、その内容を確認しなければならない。

(検査の立会い)

第25条 監督員は、国又は群馬県財務規則第195条の規程により契約担当者が指定した検査員が行う検査に立会い、当該検査に必要な資料を提出してその執行に協力しなければならない。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、工事の監督に関し必要な事項は、別に部長（環境森林部、農政部、県土整備部）が定める。

■群馬県建設工事監督員の指定事務の取扱要領（平成２０年４月１日施行）

- １ この要領は、群馬県環境森林部、農政部、県土整備部が所管する建設工事（以下、「工事」という。）における監督員の指定事務の取扱について定める。
 - ２ 監督員の指定については、群馬県財務規則第１９２条により、工事の施工を監督する所属の長（以下、所属長という。）が所属職員の中から適任者を選定して指定する。
 - ３ 現場技術体制の確立、チェック機能の充実を図るため、農政部は全ての工事、環境森林部及び県土整備部は請負金額が２，５００万円以上の工事について、所属長は次の各号に定めるところにより、複数の監督員を指定するものとする。
 - 一 指定する監督員の数は、原則として２名とする。
 - 二 複数の監督員を指定する場合において、１名は担当職員を充てるものとし、他の監督員は監理監督員と称し、次に掲げる職員を充てるものとする。
 - イ 請負金額が５，０００万円以上の工事については、担当係長とする。
ただし、事業所においては事業所長、担当する係長が技術職員以外の場合など、職制上相当する職が不在の場合は補佐以上の職員とする。
 - ロ 請負金額が５，０００万円未満の工事については、担当係の係長以上の職員とする。
 - 三 前項によりがたい場合は、別途、監督員を指定することができる
 - ４ 複数の監督員を指定する場合の事務分担については、次の各号に定めるところによる。
 - 一 監督員は、「群馬県建設工事の監督に関する規程（昭和４９年群馬県訓令乙第１０号）」（以下、監督規程という。）に規定された業務を主に担当する。
 - 二 監理監督員は、監督員への指導・助言を行い、監督員の育成に努めるほか、次に掲げる業務については原則として監督員と共同して業務を遂行する。
 - イ 監督規程第６条に規定された立会検査の内、重要構造物における配筋検査等の段階確認
 - ロ 監督規程第１３条に規定された工事の変更又は中止に係る業務
 - ハ 監督規程第１６条に規定された工事現場での事故処理や災害等の臨機の措置が必要な業務
 - ニ 第三者（住民・利害関係者・施設の管理者等）との調整
 - ホ 高度な技術的判断を要する業務
 - ヘ その他、監督規程に規定された監督業務のうち、監督員と共同して業務を遂行する必要があると監理監督員が認める業務
 - ５ 指定された複数の監督員は、協同して監督業務を行う。
 - ６ 監督員の指定方法は、「工事請負契約締結並びに監督員指定伺い」又は「監督員指定通知書」による。
 - ７ 所属長は、監督員を指定又は変更したときは、当該工事の受注者に通知しなければならない。
 - ８ この取扱い要領によりがたい場合は、契約担当者が監督員を指定する。
- ※ 平成２７年１０月１日付けの改正により、環境森林部においても全ての工事が原則複数の監督員体制となった。

■群馬県建設工事工程管理要領（平成１９年１０月１日施行）

（趣 旨）

第１条 この要領は、群馬県が執行する建設工事（以下「工事」という）の工程管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（工事工程報告書）

第２条 課長（建築課長に限る。）および地域機関の長（以下「所長」という）は、工事の請負契約を行ったときは、その事務を分掌する工事（設計金額２，０００万円以上、建築工事・建築設備工事は設計金額５００万円以上）について工程報告書作成要領により、工事工程報告書（様式－１）を１部、毎月、月末までに受注者に提出させるものとする。

- 2 前項の規定により受注者から提出された工事工程報告書は、工事監督員にこれを確認させて処理させなければならない。

(工程管理)

第3条 課長および所長は、工事の発注、監督その他その執行に当たっては、常に細心の注意を払い計画的かつ能率的な工事の管理に努めなければならない。

- 2 課長および所長は第3条の規定により提出された工事工程報告書に基づいて、工事の工程が所定の工程と比較して、20%以上遅延していると認められるときは、受注者に遅延回復措置書(様式-2)を提出させ、その遅延を回復するための必要な措置を講じるものとする。ただし、発注者側の責による理由で遅延している場合は、遅延回復措置書は監督員が作成するものとする。

(遅延回復措置書の写しの提出)

第4条 第3条第2項に該当がある場合は、課長は契約検査課長へ、所長は主務課長及び契約検査課長へ、遅延回復措置書の写しを提出するものとする。

■工程報告書作成要領(平成19年10月1日施行)

- (1) 設計金額2,000万円未満(建築工事・建築設備工事は設計金額500万円未満)の工事工程報告書の提出不要。(監督員が必要な時、説明できるように現場(主任技術者)では工程管理しておく)
- (2) 設計金額2,000万円以上(建築工事・建築設備工事は設計金額500万円以上)の工事工程報告書1部作成して課長(建築課)、および地域機関の長(所長)に提出する。
- (3) 工程報告書の作成は受注者が直接工事費(承認された内訳書の仮設費のしめる割合が大きい場合は直接工事費+仮設費)にしめる各工種毎の構成割合(以下構成比という。)を算出し構成比欄に記入する。
- 毎月各工種毎の出来高を積算し構成比に乗じた額(%)がその工程の出来高(%)となり、これを合計したものを実工程欄に記入する。
- (4) 監督員は提出された工程報告書を基に現場を確認の上提出する。
- (5) 実施工程の表示を計画工程に対する比率で表示する。
- (6) 数量の欄にその工種の主なる数量を記入する。
- (7) 構成比の欄は直接工事費と各工程の構成割合を比率で表す。
- (8) 毎月の計画実施工程は(3)による積算方法(比率%)で表示する。
- (9) 工程報告書は1工事ごとに作成するものとする。
- (10) 工程報告書を作成する目的は工事の計画的施工に資するためにあるもので、毎月調査の結果工程の遅延が判明したときは、直ちに遅延理由を正し、その対策処置を講ずること。

なお、計画工程に対して10%~20%未満遅延したものは、提出工程表の余白に遅延理由、回復処置等を記入し、報告すること。

また、著しく(20%以上)遅延したときは、遅延回復措置書(様式-2)により、報告すること。

上記において設計金額10,000万円以上(県土整備部が執行する工事については設計金額5,000万円以上、建築工事・建築設備工事は設計金額3,000万円以上)の工事については、要領第4条により翌月5日までに課長は契約検査課長へ、所長は主務課長及び契約検査課長に遅延回復措置書の写しを1部提出するものとする

■群馬県土木工事標準仕様書（昭和29年12月25日制定）

第3編 土木工事共通編

3-1-1-6 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1 監督員の立会

監督員は、工事が契約図書とおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

2 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が製作工場において立会および監督員の検査（確認を含む）を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

3 確認及び立会の時間

監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

4 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

5 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（1）受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

（2）受注者は、事前に段階確認に係わる計画（種別、細別、施工予定時期等）を施工計画書内に記載し、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、施工計画書に記載された計画に従って、段階確認を受けなければならない。

（3）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。

（4）受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

6 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。ただし、極力現場での臨場で行うものとし、監督員の都合が悪い場合は、係長、係員等が代わって行うものとする。段階確認を机上とする場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

■群馬県土木工事施工管理基準（昭和51年10月8日制定）

5 管理項目及び方法

（1）～（2） （略）

（3）品質管理

①～③ （略）

④コンクリートの重要構造物

No.	名 称
1	擁壁（H＝5 m以上）
2	ボックスカルバート（内空断面積25㎡以上）
3	橋梁（上・下部・床版）
4	トンネル
5	ダム
6	砂防堰堤（H＝10m以上）
7	排水機場
8	堰・水門（H＝3 m以上）
9	樋門・樋管（内空断面積10㎡以上）
10	洞門
11	下水処理施設
12	その他測定が必要と認められる重要構造物

※プレキャスト製品を除く

■群馬県土木工事写真管理要領（昭和49年11月7日施行）

（適用範囲）

1 この要領は、群馬県土木工事施工管理基準7に定める工事写真の撮影に適用する。

（工事の写真の分類）

2 工事写真は次のように分類する。

工事写真	着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
	施工状況写真
	安全管理写真（夜間作業を実施しない場合は、原則、昼間のみ）
	使用材料写真
	品質管理写真
	出来形管理写真
	災害写真
	事故写真
	その他（公害、環境、補償等）

（工事写真の撮影基準）

3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、別紙「撮影箇所一覧表」（以下「一覧表」という。）によるものとする。撮影箇所一覧中の1施工箇所とは、施工箇所の1ブロックを言う。ただし、1ブロックでも形状寸法、規格等が変わる毎に1施工箇所とする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに移し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

特殊な場合で、監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

4～9 （略）

■設計変更の取扱い

農政部及び県土整備部においては、設計変更の取扱いとして、次のとおり取決めがされている。

- 1 設計変更は、工事の実施に際し当初想定し得なかった施工条件の変更、制約等が発生した場合に対応するものであって、大規模な新規工種の追加等が生じることのないよう、起工設計に当たっては現場条件等を十分精査する。
- 2 設計変更に伴う増額が原契約金額の30%を超える場合は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約締結する。
- 3 設計変更に係る変更理由については、変更を必要とする主な原因、経緯等を簡潔・明瞭に記載する。

なお、環境森林部及び企業局については、別途各部局で定められた事務取扱要領等があり、これによると上記2の事項については、同様に規程されている。

■公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)

(発注者の責務)

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手の中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
 - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
 - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
 - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
 - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
 - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。